

<b>Title</b>	シュタインマンの共和主義的思考と企業倫理の構想
<b>Author</b>	高見, 直樹
<b>Citation</b>	経営研究. 54(2); 45-70
<b>Issue Date</b>	2003-07
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

# シュタインマンの共和主義的思考と企業倫理の構想

高 見 直 樹

- I. はじめに
- II. 共和主義的思考の生成
- III. 社会主義・自由主義・共和主義
- IV. 共和主義的企業倫理の構想
- V. 結

## I. はじめに

周知のように、近年、アメリカの有名企業（2001年暮れに破綻したエネルギー大手企業のエンロン、2002年夏に破綻した通信大手企業のワールドコムなど）において、不正経理問題が次々に発覚し、アメリカ型資本主義の権威は大きく揺らいでいる。また、地球温暖化防止をめざす京都議定書からアメリカが離脱したことは、環境政策を重視するヨーロッパ諸国などから強い反発を招いている。われわれは、アメリカの制度や経営手法を「世界標準」として過度に崇拝することに対して、一抹の危惧を覚える。それゆえに、企業倫理の問題について研究するとき、ドイツの企業倫理について研究することは、重要であると考えられる。

ドイツにおいて企業倫理は、1983年頃以降、経営経済学者によって取り上げられるようになり、その研究は1990年代のなかば頃からブームといわれるほどの盛況を呈するようになった（岡本人志 [2001b] 75ページ）。経営経済学者であるシュタインマン（Steinmann, H.）は、企業倫理論を、ローレンツェン（Lorenzen, P.）らを中心とする「構成主義哲学に立脚する方法論的立場」（小島三郎 [1982] 74ページ）から唱えており、かれの強い独自性を示した業績は、燦然と輝くものである。シュタインマンは、ウルリッヒ（Ulrich, P.）やホーマン（Homann, K.）とならび、現代のドイツの企業倫理研究のなかで重要な地位を占めている。企業倫理学説研究を比較経営経済学（Vergleichende Betriebswirtschaftslehre）の方法に基づいておこなったノイゲバウアー（Neugebauer, U.）は、次のように述べている。「ニックリッシュ（Nicklisch, H.）、カルフェラム（Kalveram, W.）、ウルリッヒ、およびシュタインマンの経営経済学コンセプトは、倫理的な経営経済学を代表するものとしてみなされる」（Neugebauer, U. [1998] S.18.）と。ノイゲバウアーのほかにも、シュタインマンは、多くの研究者によって、ドイツの現代の企業倫理論の代表者の1人として取り上げられている<sup>1)</sup>

キーワード：ドイツ、シュタインマン、企業倫理、共和主義

(岡本人志 [2001a] 51ページ)。

さて、前々稿(高見直樹 [2002a])および前稿(高見直樹 [2002b])において、われわれは、シュタインマンの企業倫理論について、次の2点を確認した。①シュタインマンは、企業倫理論を、「経営者の社会的責任」論に内在する欠陥を克服するものとして唱えている。かれの企業倫理論は、「経営者の社会的責任」論の再生あるいは発展として理解されてはならず、両者の間には、連続ではなくて、断絶が存在する(高見直樹 [2002a])。②シュタインマンは、自己の企業倫理論を、ネスレ社の母乳代用品のボイコット運動に関する事例の再構成を通じて構築した。かれの企業倫理論においては、企業行動のガイドラインと対話が、その核に据えられている(高見直樹 [2002b])。

シュタインマンは、2002年6月12日、関西学院大学において、「ドイツにおける企業倫理論」と題する講演をおこなったが、そこでは、「共和主義的思考とその実践的な帰結」という副題が付されていた。共和主義は、シュタインマンの企業倫理論の基礎を構成する重要な概念である。共和主義とは、政治学の用語であり、「私的利益より公共の利益を優先し、祖国に献身する自立した公民(市民)が政治の主体となるべきであり、また、国家=共和国(res publica)はそのような公民的徳(civic virtue)なくしては存続し得ないとする考え方」(政治学事典 [2000] 245ページ)である。国家もしくは共和国と訳されるラテン語のレス・プブリカ(res publica)は、「一方で私なるもの(res privata)とは反対に公益、公法を指し、他方で個人的權威に基づく王政、元首制と対比される概念」(政治学事典 [2000] 1148ページ)であり、「時代、場所、思想家により、意味内容が一貫しているとはいえないが、一般的に言えば、近代以降に花開く権力政治的、現実主義的理解に立つ国家(State)概念と一線を画し、なお国家の本質を「公共善」に求め、被治者による同意や参加を重視する思想家が手掛りとする理念である」(政治学事典 [2000] 1149ページ)。

本稿の課題は、シュタインマンの企業倫理論の基礎にある共和主義的思考を明らかにすることである。この課題に対して、われわれは、第1に、共和主義的思考がかれの企業倫理論の諸著作のなかで生成していく過程を追跡・整理しなければならない。第2に、企業倫理と共和主義的思考との位置関係が詳細に記されている代表的な著作である、Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] を取り上げ、これを丹念に吟味しなければならない。そして第3に、Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] の発表以降に、シュタインマンとかれのグループの人びとによって発表された諸著作を整理し、共和主義的思考と企業倫理の構想との関係を丹念に吟味しなければならない。この3つは、シュタインマンの企業倫理の基礎理論を調べ確かめる者にとって、不可欠な作業である。

なお、本稿では、シュタインマンとシュタインマンのグループに属する人びととの共同著作については、シュタインマンの名前で代表させることにする。また、本稿では、「経営者」と「企業者」の両方を用いているが、シュタインマンは、両者についての明確な区別をおこなっ

ておらず、両者をほとんど同義に用いている。

## II. 共和主義的思考の生成

シュタインマンの企業倫理論が生成・展開する過程のなかで、共和主義的思考が、企業倫理論においてどのような位置を占めながら登場してきたかを確認することが、本節においてわれわれの狙うところである。そのためにわれわれは、まずシュタインマンの企業倫理に関する諸業績を時系列的に追跡する。

われわれはまず、1982年に初版が発行され、2000年には第8版が発行されているベア（Bea, F. X.）らによる有名な書物『一般経営経済学』（Bea, F. X. / Dichtl, E. / Schweitzer, M. (Hrsg.) [1982][1984][1985]…）を、初版から辿ることとする。この追跡作業によって、シュタインマンが、1985年から企業倫理の問題について取り組み始めたことを確認することができる。1982年の初版および1984年の第2版に所収のシュタインマンとかれのグループに属するゲルム（Gerum, E.）との共同著作「意思決定に対する基礎規範としての企業秩序」（Steinmann, H. / Gerum, E. [1982][1984]）には、企業倫理についての記述はない。しかしながら、1985年の第3版には、前2版とは異なる題名を付したシュタインマンとゲルムとの共同著作「企業秩序」（Steinmann, H. / Gerum, E. [1985]）が所収されており、そこには、前2版にはなかった「企業倫理」（Steinmann, H. / Gerum, E. [1985] S.242.）という小項目が補足されている。Steinmann, H. / Gerum, E. [1985]において、企業倫理についての考察は、2つの視座からなされている。1つは、企業倫理とは「経営者の社会的責任」の理念を克服するものであるという視座であり、もう1つは、企業倫理とは企業体制を補完するものであるという視座である。シュタインマンは、1987年のレーア（Löhr, A.）との共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1987]においても、後者の視座から企業倫理について考察している。しかしながら、いずれの論文においても、共和主義についての記述を確認することはできない。

1985年には、シュタインマンは、上記のゲルムとの共同著作 Steinmann, H. / Gerum, E. [1985]のほかに、オープンリーダー（Oppenrieder, B.）との共同論文 Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]を発表している。Steinmann, H. / Gerum, E. [1985]における議論の中心が企業秩序であったのに対して、Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]における議論の中心は企業倫理であり、そこには企業倫理の概念についての詳細な見解が記されている。この共同論文 Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]に対して、シュタインマンはのちに、次のように紹介している。「われわれは、企業倫理に関する一連の論文のうちで最初のを、1985年に公表し（Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]）、企業倫理を求める要請の基礎となっている哲学および経済的な前提条件を論じた」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.24.）と。そこにおいて、われわれは、かれらがネスレ社の事例を再構成することによって

企業倫理の概念構成をおこなっていることを確認できる。またこの論文には、後述する企業倫理の定義の原型が記されている。1988年のレーアとの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1988]は、Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]における分析視角を継承したものであり、そのなかには次のような有名な企業倫理の定義が記されている。「企業倫理は、関係者との対話による意思疎通 (dialogische Verständigung) を通じて基礎づけられる、あるいは基礎づけられうる、すべての実質的および過程的な規範を包含しており、その規範とは、具体的な企業行動の管理において利益原則 (Gewinnprinzip) が誘発するコンフリクトの作用を制限するために、企業によって自己拘束という目的のために義務的に実施されるものである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1988] S.310.)。この有名な企業倫理の定義は、1989年に初版が発行され、1991年に第2版が発行されたレーアとの編著『企業倫理』(Steinmann, H. / Löhr, A. (Hrsg.) [1989][1991]) に所収の共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1989c] S. 10.、[1991b] S.10.、および1989年のシュトルツの編著 Strutz, H. (Hrsg.) [1989]に所収の共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1989d] S.324.においても、取り上げられている。しかしながら、いずれの論文においても、共和主義についての記述を確認することはできない。

シュタインマンとレーアとの編著『企業倫理』(Steinmann, H. / Löhr, A. (Hrsg.) [1989][1991]) には、上記で取り上げた共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1989c][1991b]のほかにも、共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1989b][1991a]が所収されている。この共同論文および1989年のアイヒホルンの編著 Eichhorn, P. (Hrsg.) [1989]に所収の共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1989a]からは、われわれは、シュタインマンが、企業倫理に対して、企業管理の正当性という視座からも検討していることを確認することができる。共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1989b] S.261.、[1991a] S.271.、および Steinmann, H. / Löhr, A. [1989a] S.106.のなかにも、上記の企業倫理の定義に一部加筆した定義を確認することができる。しかしながら、いずれの論文においても、共和主義についての記述を確認することはできない。

シュタインマンの企業倫理に関する研究において、共和主義についての記述を垣間見ることができるようになるのは、1990年に入ってからである。1990年に公表されたシュタインマンの論文 Steinmann, H. [1990]は、1989年にコッホ (Koch, H.) が、シュタインマンらの共同論文 Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]、Steinmann, H. / Löhr, A. [1988]に対して、「経営経済学的な文献のなかには、企業倫理あるいは経済倫理を、社会主義的な経済体制が導入されるという方法において実施するという提案も、述べられている。その社会主義的な経済体制のなかでは、企業は、個々の企業を超えた委員会の決議を通じて、たとえば経済協議会および社会協議会 (Wirtschafts- und Sozialrat) を通じて管理される (『対話的倫理』)」(Koch, H. [1989] S.740.) と批判したことを受けて、シュタインマンが反駁したものである。われわれは、このシュタインマンの論文の結びにある以下の記述のなかにも、企業倫理論の基礎に共和

主義を置く思考の萌芽を確認することができる。「企業倫理は、コンセンサス志向的な和解<sup>2)</sup>倫理 (Friedensethik) として概念化される。それは、—このように理解すると—、それゆえに、コッホに始まる主観主義的な行為理論 (subjektivistische Handlungstheorie) のなかに、統合することはできない。換言すると、和解のための前提条件としての正義<sup>3)</sup> (Gerechtigkeit) は、主観的な行為合理性 (subjektive Handlungsrationalität) に限定することはできない！ それは、自由な啓蒙主義的な人びと、すなわち討議 (Diskurs) において自らの共同社会の規範的な基礎について意思疎通をおこなう人びとの成果である。これは、共和主義的な伝統 (republikanische Tradition) であり、『レス・プブリカ』 (res publica) に関係し、そして社会主義とは関係がない」(Steinmann, H. [1990] S.420.)。

シュタインマンは、1990年にはこの論文のほかに、シュライエックとの共著『マネジメント』(Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990]) を発表している。この共著は、2000年には第5版が発行されている大著であり、1990年の初版から、「法律と企業倫理の合流地点」(Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990] S.84.)、「マネジメントと倫理 (企業倫理)」(Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990] S.92.) という項目が設けられている。われわれは、これらの項目のうち、後者においては、共和主義についての記述を確認できないが、前者においては、共和主義的思考についての鍵となる「自由と合一の調和<sup>4)</sup>」(Versöhnung von Freiheit und Einheit) (Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990] S.85.) についての記述を確認できる。さらに同じ共著の「経営者の成果志向的および意思疎通志向的な行為の関係について」(Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990] S.96.) という項目においては、次のような記述を確認できる。「企業は、—たとえそれが何よりもまず経済的な制度であるにせよ—、国家と社会の政治的な全体関連と結び付いている。それゆえにそれは、経済的行為のコンフリクトに関連した影響を内面的な社会的和解の方向へと克服することに貢献しなければならない。それゆえに、経営者は、企業における経営経済的な管理任務を請け負うにせよ、常に『共和主義者』(Republikaner) であり続け、(法律を通じて) 間接的に、(企業倫理を通じて) 直接的に、『レス・プブリカ』、すなわち公共性<sup>5)</sup> (öffentliche Sache) を義務づけられ続ける」(Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990] S.96.)。

以上のように、われわれは、シュタインマンの1990年の2つの業績から、共和主義的思考についての記述を確認することができた。われわれはさらに、翌年の1991年に初版が発行されたシュタインマンとレーアの共著『企業倫理の基礎』(Steinmann, H. / Löhr, A. [1991c]) においても、「自由と合一は、自由なコンセンサスにおいて、調和させられなければならない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1991c] S.89.) という記述を確認できる。

シュタインマンは、前述の Steinmann, H. [1990] において、社会主義との関係性をもたないものとして共和主義的思考を提唱したが、1993年のシュタインマンとツェアファスとの共同論文 Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1993] においては、共和主義的思考を、自由主義とは異

なるものとして提唱している<sup>6)</sup>。われわれは、「自由主義的秩序観 対 共和主義的秩序観」(liberale versus republikanische Ordnungsvorstellungen) (Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1993] S.15.) という文言から、シュタインマンが、「共和主義的秩序観」を「自由主義的秩序観」に対抗するものとしても位置付けていることを、確認することができる。シュタインマンは、「共和主義的なプログラムは、自由主義とは異なって、それゆえに原則的には、企業による自己の利害関係者との討議的意思疎通過程 (diskursive Verständigungsprozesse) を有意義に理解するための場を作り出す」(Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1993] S.18-19.) と述べている。

シュタインマンが、企業倫理研究において、共和主義的思考について精力的に論及を始めるのは、1994年頃からである。1994年に第2版が発行されたシュタインマンとレーアの共著『企業倫理の基礎』(Steinmann, H. / Löhr, A. [1994a]) には、1991年の初版 (Steinmann, H. / Löhr, A. [1991c]) には存在しなかった、「企業の経済的および倫理的な行為志向性の、『共和主義的』なアプローチ」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1994a] S.121.) という小項目が新たに補足されている。この小項目においては、企業の経済的および倫理的な行為志向性のモデルを示す図と、その図の簡略な説明、が記載されている。1994年には、この共著の第2版のほかに、共和主義的思考と企業倫理の構想について詳細に論及されたシュタインマンとレーアとの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1994b] が発表されている。われわれは、1994年以降、1995年のシュタインマンとレーアの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1995]、1996年のシュタインマンとレーアの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1996]、1996年のレーアの論文 Löhr, A. [1996]、1997年のシュタインマンとレーアの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1997] においても、共和主義的思考と企業倫理の構想を、確認できる。そして、1996年のシュタインマンとツェアファスの共同論文 Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1996] においては、共和主義的企業倫理とカトリックの社会論との関係についての論及がなされている。1999年のシェーラーとレーアの共同論文 Scherer, A.G. / Löhr, A. [1999] においては、グローバル化時代における責任感のある企業管理についての論及がなされており、そのなかで共和主義的な責任について述べられている。われわれは、Ⅲ節、Ⅳ節において、これらの著作を取り上げ、そして丹念に検討する。

### Ⅲ. 社会主義・自由主義・共和主義

われわれは、Ⅱ節において、1990年の論文 Steinmann, H. [1990] および1993年の共同論文 Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1993] から、シュタインマンが、共和主義を、社会主義とも自由主義とも性格を異にするものとして捉えようとしていることを理解することができた。本節においてわれわれの狙うところは、シュタインマンが、社会主義に対する共和主義の特質、自由主義に対する共和主義の特質をいかに捉えているか、なぜ共和主義的思考に立つのかを明

らかにすることである。1995年のシュタインマンとレーアとの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1995]は、われわれのこの目的を叶えるのもっとも適当な論文であり、本節においては、この論文を取り上げたい”。

シュタインマン（およびレーア）は、II節でも取り上げたように、1994年の著書 Steinmann, H. / Löhr, A. [1994a]において、かれの企業倫理を、「企業の経済的および倫理的な行為志向性の『共和主義的』なアプローチ」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1994a] S.121.）と特徴づけている。そして1995年の共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1995]において、次のように述べている。「共和主義的なプログラムは、自由主義的思考と社会主義的思考とに対立するプログラムである。自由主義的思考と社会主義的思考は、結局は、双方、一異なった結果をともなうものであるが一、一方における自由と他方における合一（秩序）の調和不可能性（Unversöhnlichkeit）を想定している」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.）と。かれは、評価の尺度を、自由と合一とし、その尺度に照らして、社会主義、自由主義の失敗を明らかにする。

社会主義の立場は、シュタインマンが自由と合一との調和について理解する際に設定している可能性、すなわち自己の主観性（＝個人の自己中心的な考え方）を自由意志によって一步一步超越していくという可能性を、否定する。そこでは、諸利害は、客観的にみると階級に縛られており、そしてそのようなものとして認識され、社会の現実在即するように変形されなければならない。それゆえに、「人は、自由を、客観的な社会的法則の『必然性を洞察すること』として理解しなければならない。社会的法則は、いずれにしても、その絶対的な影響力において、諸個人に対して自動的に自己を貫徹するであろう」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.145.）。したがって自由は、社会主義においては、歴史的内容的に事前に規定された範疇と結びついた、すなわち労働者あるいは資本家といった階級的立場に基づく利害状況と結びついた、単なる強制として誤って理解されることになる。現代の「開かれた社会」においては、与えられた歴史的状況に応じて絶えず新たに和解を創出しようとするような、有効なコンフリクト解決をはかり続けることが求められている。しかしながら、社会主義は和解を、段階的な過程を経て達成されるものとしては考えていないのである。結局のところ、「個人的自由は、ユートピア（階級なき社会）の犠牲にされ、自由と合一との間の調整問題（Vermittlungsproblem）の解決は、教条主義的唯物論的な出発点（dogmatischmaterialistischer Anfang）が原因となって失敗する。このような自由の抑圧がどこへと導くかを、社会主義の強制秩序の歴史的崩壊が明白に示した。すなわち、自由な同意なしに持続的な合一は存在しないのである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.145.）。

自由主義の立場の前提においても、社会主義と類似の自己矛盾が存在する。「古典的自由主義においては、周知のように、個人的自由は、規範的範疇として（そして全く実証主義的ではなく）理解され、そしてそのようなものとしては、強制（制約）のないことを意味する。そ



れは、出発点において、最高の価値として想定され、そしてそのようなものとして、保護を必要とするものであると宣言されている」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.145-146.)。このような出発点のもとでは、自由な諸個人の擁する潜在的に相反する自律的な意思(利害)が、いかにして調整されうるのか、という問題が生じる。自由主義のもとで諸利害の対立がいかなる諸基準に基づいて正当な方法によって解決されるべきであるかを考えてみよう。シュタインマンは結論として、次のようにいう。「このような諸基準は、……メタレベル<sup>8)</sup>(Metaebene)で構成されなければならないであろう。それらは、循環論法を用いずに、自由な諸目的、および目的合理的な(つまり専断的ではない)手段選択を基礎とする、体制内在的な自由の公理(systemimmanentes Freiheitsaxiom)それ自体から、演繹的に得られることは不可能である。それゆえに、結局は、首尾一貫した自由主義の立場は、まさに自由が最高の価値であるという理由で、合一の規範的理念を完全に放棄せざるをえない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.146.)。シュタインマンは、「古典的な首尾一貫した自由主義の立場の枠組みにおいては、厳密に解するならばそもそも倫理的・政治的な秩序(合一)について、いやそれどころか社会的秩序の概念について語ることは、全く不可能である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.147.)と主張する。以上は、古典的自由主義における理論的難点である。

新制度理論は、古典的自由主義の欠陥を克服しようとするものである。新制度理論は、その欠陥を、「交換契約(Tauschvertrag)と社会契約(Gesellschaftsvertrag)との間のシステムチックな『レベル区分』」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.147.)を通じて取り除こうとする。「(交換契約について)個人的自由を行使する前に、いかなる『ルール』(Spielregeln)が個人的自由の行使を方向づけるべきかということについての『社会的コンセンサス』(gesellschaftlicher Konsens)(社会契約)が導き出されなければならない<sup>9)</sup>。この意味で、社会契約は、その(枠組み条件……私注)のもとで自由な交換契約が市場において初めて成立すべきである枠組み条件(Rahmenbedingungen)を確定する」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.147.)。しかしながら、新制度理論のいうコンセンサスとは、次のようなものであるに過ぎない。「この場合に意図された政治的コンセンサスとは、討議参加者の、論証によって得られる一致(Übereinstimmung)(『論証を重視すること』(Gewichtung von Argumenten))ではなくて、聴衆に集まった私的な人びとの事実上の一致(『多数決』(Zählen von Köpfen))のみに照準を合わせるものである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.148.)。「こうした上位の社会契約の構想(Konstitution)は、1つの理論的な専門的装置(theoretischer Kunstgriff)を用いて導入される。(新制度理論家による……私注)特別な論証の構図の枠組みにおいては、費用便益分析<sup>10)</sup>(Kosten-Nutzen-Analyse)の枠組みにおいて目的合理的に計慮する諸個人は、将来にとってより多くの個人的自由を保証するかのすべての強制規範を受け入れるであろう、ということが、すべての人びとにとって同意可能なものとして虚構される。この社会契約のもとでの『服従』(Unterwerfung)を基礎づけるため

に依拠するのは、すべての個人が一定のルールを守るときに、いずれの個人にとってもより多くの個人的自由が期待されうる、ということである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S. 148.）。新制度理論のこのような試みに対して、シュタインマンは、「社会契約と交換契約との間の『レベル区分』の戦略が、……古典的自由主義のアポリアの解決に決して導くことはない」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.152.）と考える。かれによると、新制度理論は、「思想体系のどこかに、単なる個人的な利益計慮（Vorteilskalkül）を超える、より以上のものが、強制によって（zwangsläufig）入って来なければならないという洞察を、煙幕で覆い隠すことに貢献した」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.152.）のみである。問題解決にとっては、主観性を超えるものがすでに前提とされなければならない、「自由と合一」の調和を、利益追求の主観的な行為計慮から導き出すことはできないのである。

シュタインマンは、「すぐれた生活実践にとって不可欠である自由と合一の調和は、社会主義および自由主義の立場においては、アポリアが原因で失敗する」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.145.）という。それゆえに、シュタインマンは、双方の欠点を克服し、双方の利点を兼ね合わせることを目標として、共和主義的思考を提唱する。社会主義的思考においても、あるいは自由主義的思考においても、自由なコンセンサスは想定されておらず、シュタインマンは、次のようにいう。「『合一かまたは自由か』という二者択一はそれゆえに、最初から誤って設定されている。すなわち、それは、市民の合理的な動機づけを通じて基本的に合一と自由を調和させることができるという、自由なコンセンサスによる基礎づけ問題の共和主義的解決への展望を遮る」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1994a] S.99-100.）と。シュタインマンは、共和主義的思考の特質を、次の一文によって端的に示している。「自由かまたは合一か（『自由かまたは社会主義か！』）の代わりに、自由かつ合一、—この短い公式によって、ここでの重要な違いが、最終的に与えられうる」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144-145.）。

社会主義および自由主義、さらに自由主義の潮流に属する新制度理論も、自由と合一の調和という点から評価すると失敗した。シュタインマンは、自由と合一の調和を獲得するにあたって、次のような共和主義的思考が不可欠であると考えた。共和主義は、「私的な企業者（privates Unternehmertum）は、公共の利害<sup>11)</sup>（öffentliches Interesse）へと絶えず義務づけられるべきである」<sup>12)</sup>（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.143.）、「企業者の自由（unternehmerische Freiheit）の責任ある行使とは、あらゆる意思決定の際に、もう一度、公共の利害についての熟慮をともにおこなうことである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.143.）という考え方に立つものであり、「企業者の行為（unternehmerisches Handeln）に対する理性的（vernünftig）でそしてそれゆえに持続的でもある方向性」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.143.）を与えるものである。シュタインマンは、企業者役割の共和主義的理解について、次のように述べている。「公共性（レス・プブリカ）への私的自律（Privatautonomie）の体系的な再拘束（Rückbindung）のために、人はここで、企業者役割

の共和主義的理解についても語る事ができる<sup>13)</sup>。その場合、現在支配的である、企業者の自由主義的理解との主要な違いは、経済的な行動の道徳的な正当化に対する責任が、枠組み秩序のレベルと同様に企業レベルそれ自体にも体系的に根づかせられなければならないということである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.) と。

企業倫理は、企業レベルにおいて、共和主義的思考を具体化する位置にある。「こうした企業者役割の共和主義的理解は、これが市場経済における(利益志向的な)企業者の行為自由(unternehmerische Handlungsfreiheit)の和解創出的な行使に関する理論であるべきであるという限りにおいて、われわれの企業倫理に対する厳密な概念的提案のなかに表現されている」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.)。シュタインマンは、公共の利害が企業倫理においてどのようなものであるかを、次のように記している。「企業倫理に関するわれわれの理解においては、公共の利害は、和解の命令(Friedensimperativ)として表現される。公共の利害の最高の表現は、すべての関係者の全般的な自由なコンセンサスと解される、和解である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.) と。シュタインマンは、「自由なコンセンサスというこのコンセプトが、意識的に個人的自由と社会的合一(秩序)の調和を目標としている、ということを経験することは重要である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.) といひ、「われわれは企業倫理を、(市場と法律に基づき、そしてその枠組み内において)具体的な企業行動の管理が企業の内部および外部の関係集団との間に道徳的なコンフリクトをもたらす、あるいはもたらすおそれがあるところではどこでも、自由なコンセンサスという目標をもって追求されるべきである対話過程(Dialogprozesse)のための手続き論として理解している」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.) という。

#### IV. 共和主義的企業倫理の構想

シュタインマンとかれのグループの人びとは、Steinmann, H. / Löhr, A. [1995]を公表したのち、共和主義的思考を企業倫理へと具体化する作業に取り組んだ著作を公表している。Steinmann, H. / Löhr, A. [1996]、Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1996]、Scherer, A.G. / Löhr, A. [1999]がそれである。Steinmann, H. / Löhr, A. [1996]は、共和主義的企業倫理の構想を描いたものである。Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1996]では、共和主義的企業倫理とカトリック社会論との関係を論じ、Scherer, A.G. / Löhr, A. [1999]では、グローバル化時代の共和主義的企業倫理を論じている。本節では、Steinmann, H. / Löhr, A. [1996]を取り上げて、シュタインマンの共和主義的企業倫理の構想を明らかにしたい。

われわれは、シュタインマンとレーアの共同論文 Steinmann, H. / Löhr, A. [1996]のなかに、共和主義的企業倫理の構想が展開されているのを確認することができる。この論文の「資本主義市場経済における企業倫理」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.41.) という節に基づき、共和主義的思考が企業倫理の領域にいかに関与しているかを検討する。なお、

「資本主義市場経済における企業倫理」という節は、①代替的アプローチ、②利益追求の正当性、③自主的に課される規制としての企業倫理、④共和主義的アプローチとしての企業倫理、という4項目から構成されている。

#### ① 代替的アプローチ

シュタインマンは、企業倫理に関して、次のような問題提起をおこなっている。「企業倫理に対する経済からの挑戦が存在する。すなわち、そもそも市場経済においては、利益極大化のほかに、企業戦略の倫理的志向性に対する余地が存在するのか？ 換言すれば、企業レベルは、そもそも倫理的要請に対して取り組むための適切な場所であるのか？ その適切な場所とは、厳密には、国家的経済体制および法律のレベル、すなわち市場競争のルールが確立され、企業行為に対する規制が法律によって設定されるレベルではないのか？」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.25.) と。シュタインマンは、この問題に対して、2つの異なる見解を取り上げ、次のように解説している。1つ目については、「多くの経済学者は、企業レベルにおいては意思決定に対する唯一の目標は利益を極大化することであるべきである、と強く主張する。従って、社会的和解に対する責任は、もっぱら、競争的市場ゲームのルールが設定される政治レベルにおいて取り組まれるべきである (Homann, K. / Blome-Drees, F. [1992])。この主張は、企業を厳密な私的領域としてみなし、そして企業倫理の役割を軽視する、完全自由主義的思考と一致している。フリードマン (Friedman, M. [1970]) はこの思考を有名な言葉で表現している。すなわち、企業 (business) の社会的責任はその利益を増加させることである。(しかしながら、ゲームのルールの範囲内においてである。ただしそのルールは、全くしばしば見逃される修正案である)<sup>10)</sup>」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] pp.41-42.) と。そして2つ目については、「完全自由主義者を批判する人びとは、現代の市場経済における外部効果の遍在を指摘する。それゆえに、かれらは、市場経済における配分効率の指標としての利益の役割について非常に懐疑的である。かれらは、大企業を、なかば公共的な制度として (Ulrich, P. [1977])、すなわち単に利益を得ようと努力するのではなくて倫理的行動を通じて社会的和解に実質的に貢献するべき制度として (Ulrich, P. [1993])、見ることを提案する。フリードマンに対抗してかれらは、企業 (business) の社会的責任は、外部効果を内部化するために企業の倫理的行動を増加させることであるべきである、と考えるであろう。その結果、企業倫理は、政治レベルに委ねられるのではなくて、この (企業の社会的責任の……私注) 概念の中心に移動させられる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.42.) と。

シュタインマンは、2つの問題に対して、次のように主張する。「われわれ独自の立場は、およそ中間にあり、和解に対する責任をもつ政治レベルおよび経営者レベルの両方を強調している」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.42.) と。そして、シュタインマンは、「企業レベルに焦点を合わせるとき、競争的市場経済における経営者の二重の役割を提案する」

(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.42.) という。具体的には、一方では、「経営者は、結局は利益が企業の経済的な役割が上首尾に果たされたか不首尾に果たされたかの指標である、市場経済において、企業の生存に対して責任を負うべきである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.42.) といい、そして他方では、「経営者は、実際には利益を獲得するための具体的な手段である、適切な企業戦略を設計および実行することによって、社会における和解に貢献することに対して責任を負うべきである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.42.) という。シュタインマンは、「企業目的(利益)と企業手段(企業戦略)との間をこうした意味において区別することによって、利益目標と企業倫理との間の概念的な関係がより明確になる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.42.) と考える。シュタインマンは、「企業倫理は、自主的に課される規制として理解されるべきである。それは、戦略的手段の集合、すなわち、道徳的な経営者が利益を極大化するために利用可能である引き合う解決策の集合を減少させる。この意味において人は、企業倫理が、利益の動機づけをもって行為する選択肢を支配するべきである、と述べることができる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] pp.42-43.) という。ただし、シュタインマンは、次の点が明確でなければならないことを強調している。「企業倫理は、一般的な利益目標を無視あるいは変更することはできないし、市場経済におけるすべての競争者に対するゲームのルールとして政治レベルにおいて設定されているその他のすべての法的規制をも廃止することはできない。換言すれば、市場経済における企業の現実の目的に従えば、企業は、第1に経済的な制度(『仕事場』)として理解されるべきである。そのような経済的な制度として正しく機能を遂行するためには、企業は、社会的な問題を解決する一般的な倫理的責任をもつ、倫理的な制度(『話し合いの場』)として第1に解釈されることはできない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.43.)。

シュタインマンは、こうした立場を主張するために、第1に、「一般的な利益追求の目標がいかんにして正当化されうるか」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.43.) を示し、そして第2に、「企業(business)の社会的責任は、利益追求をもっては十分に特徴が述べられず、社会における完全な和解を確立するためには、経営者が経営者の戦略的選択に経営者自身の倫理的規制を設定することがなお必要である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.43.) ことを示す。

## ② 利益追求の正当性

シュタインマンは、市場経済における利益追求の正当性について検討するとき、次のようにいう。「われわれの倫理の哲学的基礎に関しては、市場そのものが、市場自体の正当性の真の根源としてみなされることはできない、ということはすぐに明らかとなる。『コンセンサス』と『歩み寄り』との間のわれわれの区別に従うと、市場は、自己の私的利害を追求するための手段としての貨幣と購買力をもって、『コンセンサス』ではなくて『歩み寄り』を確立するた

めの、政治的な道具として分類されなければならない。市場およびその利益動機を正当化するためには、むしろわれわれは、自由なコンセンサスの民主主義的な手続に、……その正当化の力を負っている、より高次の倫理的・政治的レベルを見なければならない。自由なコンセンサスの民主主義的な手続とは、その手続によって、社会に関して必要とされる合一と個人的自由とが調和させられ、そして和解が保証されうる手続である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.43.) と。

シュタインマンは、東ヨーロッパにおける中央計画経済の失敗という、経験に基づいた証拠から、「コンセンサスに基づく手続は、高度に発展した社会における経済的な調整問題のすべての複雑さに対処することができるわけではない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.44.) という。そして、市場と価格システムは、諸個人の経済的行為を調整するという問題を解決するのにより効率的であるということが、経験に基づいてわかるという。シュタインマンは、中央計画経済に対する市場経済の優位の根拠を検討することを通じて、市場経済の特徴を確認する。シュタインマンは、次のようにいう。「この優位の根拠は、市場経済においては、諸個人の行為がもはや諸行為者のモラル意図によって調整されるのではなくてかれらの行為の結果によって調整される、ということである (Homann, K. / Blome-Drees, F. [1992] S.47ff.)。諸個人は、かれらの経済的な計画を設定し実行するときに、かれら自身の目的と利害に自由に従うことができ、そして、諸個人の計画を調整すること、および各々の行為者に対する経済的な結果 (利益あるいは損失) を事後的に計慮することは、市場に委ねられる。この点を、次のような自己の有名な言葉において強調したのは、スミス (Smith, A. [1776]) であった。すなわち、われわれは、肉屋、酒屋そしてパン屋の慈善心の理由ではなくて、かれらの自己の利害のために、われわれの食物を受け取ると思うべきである<sup>15)</sup>」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.44.) と。シュタインマンは、「われわれの枠組みのもとでは、こうした『意図』から『結果』への調整メカニズムの変化は、市場における経済的取引という状況においての議論に関する権利放棄として、換言すれば、各々どの行為にもすべてに対して事前的なコンセンサスを構築することから、成果 (利益あるいは損失) を通じての事後的な調整をもって歩み寄りことへの移行として解されうる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.44.) という。シュタインマンは、中央計画経済から市場経済への移行を正当化する方法については、次のようにいう。「たとえばハイエク (Hayek, F.A. von [1976])、ポランニー (Polanyi, M. [1951])、シャックル (Shackle, G.L.S. [1972]) そしてそのほかの人びとが、分権化された経済の利点を、理論に基づいて、『暗黙知』の全面的感知を指摘することによって証明しようと試みていようとも、われわれは、中央計画経済と比較するとより高い市場経済の効率性の、圧倒的な経験に基づいた証拠を指摘することによって、この移行を正当化することを提案する」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] pp.44-45.) と。シュタインマンは、理論に基づいた方法ではなくて経験に基づいた方法を用いる理由について、次のようにいう。「われわれは、こ

うした（理論に基づいた……私注）考察を、市場の効率性についての大きい有用な説明として解するが、われわれの見解においては、競争およびその市場経済の正当性は、理論に基づいた結論をもって証明されることはできない」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.）と。シュタインマンは、生活という点に関しては、市場経済が効率性の面で中央計画経済に優るといふことの根拠が、実践的に受け入れられるに違いないという。シュタインマンは、東ヨーロッパ諸国の崩壊からわかるように、生活における現場でのみ、財貨の欠乏および貧困が実際に社会におけるコンフリクトの永続的な源泉であるということ、理解できるという。シュタインマンは、そして他方では、論理的なモデルではない実体験からも、市場の効率性が実際にそうした財貨の欠乏および貧困を除去するのに役立つということ、理解できるという。このように、シュタインマンは、経験に基づいた方法によって、「市場は、明らかに中央の計画よりも、社会における和解を確保することに対するよりよい手段である」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.）と主張する。シュタインマンは、次のように強調する。「正当性の、この経験と比較に基づいた戦略は、いくつかの重要な含意をもっている。われわれは、目的のための手段としての（そしてそれ自体が、目的としてではなくて）市場の地位について言及するので、われわれのアプローチにおいては、よりよい手段が将来において発見されるときにはいつでも、市場をこのより効率的な調整メカニズムに置き換えることが必要であろうという意味で、われわれは弱い正当性を提供することができるに過ぎない、ということが明らかである。しかしながら今のところ、もちろんそのようなよりよい手段は見当らない」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.）と。

また、シュタインマンのアプローチは、「新古典派経済学の規範的な側面である厚生経済学」（経済学辞典 [2000] 732-733ページ）の基本定理とも異なる。新古典派経済学においては、「市場バランスの達成、価格機構の円滑な機能がほとんど公理的に前提とされている場合が多い」（経済学辞典 [2000] 732ページ）とされる。そして、「厚生経済学の分野においては、スミス以来の価格の資源配分機能、つまり〈見えざる手〉の機能がより精緻化された形で定式化されて」（経済学辞典 [2000] 733ページ）おり、「厚生経済学の基本定理によると、完全競争市場はパレート最適<sup>16)</sup>な資源配分を達成し、また任意のパレート最適な資源配分は完全競争市場で実現可能である」（井堀利宏 [2000] 193ページ）とされている。シュタインマンは、次のようにいう。「われわれのアプローチは、厚生経済学における、パレート最適解決についての公理的・理論的な基礎と論証を拒否する」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.）が、「われわれの方法論的視点からすると、『遍在する外部効果<sup>17)</sup>』についての所見は、利益原則の正当性の完全な破壊に必然的に至る厚生経済学の公理的な理論への、理論に基づいた反対論として解されてはならない」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.）と。シュタインマンは、厚生経済学の公理的な理論を、理論に基づいて反対するのではなくて経験に基づいて反対する。シュタインマンは、次のようにいう。「外部効果は、明らかに政治レベルにおいて確立

されなければならない市場メカニズムの一般的な代替的構想を通じて解決される必要のない、経験的な現象として解されるべきである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.) と。従って、シュタインマンは、「外部効果は、体制の再設計および政治レベルのあらゆる解決よりも前に、企業レベルにおいて、すなわち外部効果が特有のコンフリクトとして生じるまさにその場所において、市場の範囲内での分権化された諸イニシアチブによって処置されるべきである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.) と提案する。シュタインマンは、「生活それ自体が、公理的な理論ではなくてこの補完的な努力が倫理的問題を解決するのに役立つのかどうかを、明らかにするであろう」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.45.) と主張する。

シュタインマンは、総括して、次のようにいう。「外部効果を巡るコンフリクトを解決するための鍵となる所は、利益を生み出すために個別の企業手段が展開される、企業それ自体のレベルである。結局、外部効果が生じそして企業の利害関係者とのコンフリクトを引き起こすことがあるのは、このレベルにおいてのみである。その事実の背後にある根拠は、企業レベルにおいて、単なる形式的な利益極大化の原則が、戦略（製品—市場—概念）に関する具体的、実質的な経済的選択に変えられるということである。そしてこの特有の行為のみが、利害関係者の利害に対して、市場メカニズムの外で、外部効果として影響を与えうる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.46.) と。

### ③ 自主的に課される規制としての企業倫理

シュタインマンは、「経営者が経営者の戦略的選択に規制を自主的に課すことが、なぜ理にかなっているのか？」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.46.) という問題について検討している。シュタインマンは、「企業倫理を求める理にかなった要請は、企業倫理が経済的行動の和解的調整の目的にとって、従って社会的和解にとって必要な手段である、ということを示す必要があるであろう。もしこれが首尾よく証明されることができれば、もちろん企業倫理は、われわれの利益原則およびその正当性の理解に対して影響を与えるであろう。企業倫理は、利益原則が、企業（business）において自己の私的利害を追求するようにとの無条件の要請であると単純に解されることはできず、そうではなくて、利益原則が、和解を求める追加条件によって条件づけられたものであると解されなければならない、ということの意味するであろう。このとき企業の二重の機能は、次のように解釈されなければならない。『あなたの利益を、これが社会における和解と一致している限りにおいて、極大化しなさい』」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.46.) と。

シュタインマンは、「利益極大化は、社会的和解にとって、必要であるが同時に十分ではない条件としてみなされなければならないであろう。利益極大化は、企業戦略に関して、和解に対する倫理的な対策と結合するときのみ、必要かつ十分な条件になるであろう。換言すれば、



競争市場の諸力は、いくらかの倫理的な成果を生み出すことができるのみであるが、市場システムを通じた功利主義の制度化は、それ以上の倫理的な処置に対しては、多くの問題を未解決のままにしている」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.46.) という。シュタインマンは、そこで、次のように提案する。「企業は、社会におけるほかのすべての行為者と同様に、このような倫理的な要請に対して責任を負うべきである」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.46.) と。

企業倫理の必要性を主張するためには、次の2点を明らかにしなければならない。第1に、「倫理的な追加条件が確かに必要である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) ということ。第2に、「和解は、国家、立法者、および法律という政治レベルにおいて、十分には備えられることができない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) ということ。この2点を明らかにすることができなければ、企業レベルにおける倫理を確立する必要性はないであろう。

シュタインマンは、1点目に関しては、厳密な完全自由主義的思考に対抗して、次のように主張する。「個人の自由は、合一の社会的な目的と結合するときのみを除いては、それ自体で、社会の最高の価値としてみなされることはできない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) と。この主張は、「『自由かまたは合一か』という伝統的な対立に従っての、社会主義を求める嘆願ではなくて、公共の利害の表現としての、『自由と合一』をともに両立させるべきアプローチである。その公共の利害の表現は、『自由なコンセンサス』としての和解についての思考に示される」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.)。シュタインマンにとって、和解という原則は、「自由は、合一に対する責任と不可分に絡み合ったものであると考えられなければならない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) という意味をもつ。そして合一に対する責任は、「社会におけるコンフリクトの、コンセンサスによる解決に貢献すべき責任」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) として理解されるべきである。シュタインマンは、簡潔に、次のようにいう。「『責任を伴わない自由はない!』。この言葉は、普遍妥当的<sup>18)</sup>であり、そしてそのようなものとして、たとえば私企業のような経済的な制度を含む、社会におけるあらゆる制度の設計に適用できる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) と。そして、「いかなる私企業でも倫理的な追加条件を利益目標に加えることが必要である」という主張のための根拠は、外部効果の遍在の論拠を通じて、すぐに明らかになる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) という。

シュタインマンは、2点目に関しては、「和解のための追加条件は、いかにして経営者の行為に課されるべきか、それは、政治レベルにおいて法律によって課されるべきか？あるいは経営者によって自主的に課されるべきか？」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) という問題を取り上げる。シュタインマンは、「企業レベルにおけるコンフリクトの、解決に対する法的な対策もまた、社会における和解にとって必要であるが、十分ではない」

(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) と主張し、「この論拠を立証するために、人は、普通は、法律の限界、たとえば履行問題、立法の時間的ずれなどを指し示す」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.47.) という。シュタインマンは、「これらの『法律が終わる場所』についての有名な諸理念は、(一般に起る)『構造的』コンフリクトと、(そのときそのときに起る)『特有の』コンフリクトとの間の基本的な区別によって、体系的に、表出されることができる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.48.) という。構造的コンフリクトと特有のコンフリクトとの区別は、企業体制(企業統治)と企業倫理との区別につながり、従って、両コンフリクトを明確にすることによって、企業倫理の意義は明確になる。シュタインマンは、「市場経済における構造的なコンフリクトは、諸政党の間の、たとえば資本家階級と労働者階級との間の権力配分において、構造的であって偶発的ではない不平等が存在するときに、生じる。そのようなコンフリクトに対しては、それらは事前に予想されそして分析されることができるので、コンフリクトの和解的な解決に対する、一般的な法的な対策は、可能でありそして意味をなす。重要な結果として、企業統治に対するルールが確立される」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.48.) という。そして他方では、「企業倫理に特有な問題は、『そのときそのときのコンフリクト』、すなわちたとえばネスレの事例におけるような、個別の特殊な企業戦略によって影響を受ける、利害関係者との倫理的なコンフリクトが起るときに、生じる(Dobbing, J. (ed.) [1988]、Sethi, S. Prakash [1994])。そのようなコンフリクトは、企業戦略の創造的行為の結果として、あるいはその意図されたものでない副作用としても生じるので、それは、立法のレベルにおいて予想されることはできない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.48.) という。シュタインマンは、「市場経済の競争的世界においては、分権化された諸行動が、コンフリクトを引き起こすかもしれない新たな思考を永続的に創造しており、それゆえに法律は、全体としては不備をもつにちがいない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.48.) と考える。そして、「そのときそのときのコンフリクトに対する法規についての、こうした欠点に関しては、企業戦略が利益追求的であるのみならず同時に経済的行動の和解的な調整に貢献することを保証するために、倫理的な追加条件が、企業レベルにおいても概念的に必要であるように思われる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.48.) という。そして、シュタインマンは、「そのような追加条件は、ただ企業行為者の自主的なコミットメントでありうるのみであり、そしてまさしく特別なコンフリクトに対する和解的な解決を対話によって見つけるためには、必然的に、実質的であってはならず手続き的であらねばならない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.48.) と。

シュタインマンは、以上のように、上記の2点について検討し、そしてその結果として、次のように主張する。「企業倫理は、社会における和解に備えようとするあらゆる努力の、不可欠な、必須の、そして重要な一部分として、みなされなければならない。それゆえに、倫理的に行動することが、当然のことながら、企業経営者の自由裁量になることは全くない。これは、

社会における和解に貢献すべき責任が必然的に経営者の自由についての思考に一致する、という信念から生じる。このような意味における企業倫理は、市場経済における企業の役割の、公的な側面を熟考することであり、そしてそのことは、この役割がなければ、システム全体は、無条件的自由という誤った思考を尊重することが原因で、崩壊する危険がある、ということを示している」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] pp.48-49.) と。

#### ④ 共和主義的アプローチとしての企業倫理

シュタインマンの唱える企業倫理は、共和主義的概念に基づくものである。シュタインマンは、次のように述べている。「われわれは、経済性と倫理性との両方に対する企業行為の二重の責任を要請し、そしてわれわれは、企業のこの二重の役割を、公共の利害(『レス・プブリカ』)への個人的利害の自由なコミットメントを求める、社会における一般的な要請の表現であると解する。それゆえに、われわれは、ローレンツェン(Lorenzen, P. [1991] S.50.)の提案<sup>19)</sup>に従って、このアプローチを、『共和主義的倫理』と呼びたい」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.49.) と。シュタインマンは、共和主義的倫理という専門用語には、次のような問題点が存在することを十分に認識している。シュタインマンは、「この専門用語は、共和党に関連して心に浮かんでくる政治的な言外の意味が原因で、誤って理解しないにしても、多少の混乱につながるかもしれない。この問題は、急進的な国粋主義的な小政党が自らを『共和主義者』と呼ぶドイツにおいては、いっそう深刻である」<sup>20)</sup>(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.49.) という。シュタインマンは、この問題点を認識しながらも、共和主義的倫理と呼ぶことに対して、次のように述べている。「この専門用語を慎重に用いることによって、われわれは、ローマ共和国に対するギリシアの影響のなかにその歴史的なルーツをもち、ヨーロッパの啓蒙主義の初期の時代におけるフランスの哲学者の指針であった、そしてなおかつカントの政治哲学の出発点であった、伝統的な共和主義的政治哲学を蘇生させることを提案したい」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.49.) と。シュタインマンのいう「共和主義的倫理」には、このような意図が込められており、それゆえに、シュタインマンは、「われわれの理解する意味における共和主義的概念の蘇生した意味内容は、現代のいくつかの政党の誤解を招く呼称と混同されてはならない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.49.) という。シュタインマンは、共和主義的概念について、次のようにいう。「共和主義的概念が、新しい発明品でないことは確かである。すなわち、それは、完全自由主義の時代に忘却されてしまっただけであり、そしてそれは、今もなお、現代の世の中の状況のもとで適切な再発見を待っている」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.49.) と。

シュタインマンによると、共和主義的概念に基づく思考は、単なる私的利害について言及する厳密な完全自由主義的思考よりも、そして、もっぱら公共の利害について言及する歴史的に崩壊した社会主義的思考よりも、すぐれた概念的アプローチである。シュタインマンは、「倫

理は、（完全自由主義的思考および社会主義的思考とは……私注）対照的に、一般的な規範への自発的なコミットメントを意味し、そして共和主義的アプローチは、この二重の側面を真剣に受け止める唯一のアプローチである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.50.）という。シュタインマンは、企業倫理についての適切な思考は、次のようなものであるという。「企業倫理は、企業の（内部および外部の）利害関係者との間のそのときそのときのコンフリクトの和解的な解決のための十分な根拠に関するコンセンサスに向けられた討議的倫理手続として解されるべきである。企業倫理は、利益追求の企業戦略（製品－市場－概念）とそれらを実行する経営者（事をさせる手段）を通じて利益極大化に経済的にのみ集中することによって引き起こされる、コンフリクトに関心を持つべきであり、そして企業行為の正当性を保証するために現行法を補完する、自主的に課されるコミットメントに至るべきである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.50.）と。なお、シュタインマンは、このような企業倫理の思考を実行することについての実践的な側面に関わる問題については、「行動のガイドライン、倫理的な置き換え、計画および統制に対して企業倫理がもつ影響、倫理的に敏感な組織、人的資源のモラル開発、リーダーシップの方式、企業機能（生産、マーケティング、財務）における倫理など」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.50.）の項目が存在するという。しかしながら、これらの議論は、この概念的な基礎的論文の範囲を明らかに越えている。シュタインマンは、「われわれの基本的な思考は、企業の役割を、厳密な完全自由主義的アプローチから共和主義的概念へと、すなわち企業の単なる経済的な定義から倫理性および経済性に対する二重の責任へと再定義することである。この共和主義的アプローチは、補完的な倫理的責任を通じて和解を確立するために、競争的市場経済のシステム全体の再構成と同様に、企業倫理の実行に関するすべての考慮も導くべきである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.50.）という。そして最後に、シュタインマンは、次のように主張する。「この再概念化は単に、理論あるいは秩序を通じて達成されうるであろう、企業（business）の自動的な変化を意味するのではない。社会におけるそのほかのすべてのグループと同様に、企業の世界（business world）それ自体も、かれらの役割を社会の全面的な和解に提供するために、イニシアチブをとらなければならない」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.51.）と。

## V. 結

本稿においてわれわれは、シュタインマンが、かれの企業倫理論を、共和主義的思考を基礎に置いて構成し展開していることを確認することができた。共和主義は、社会主義と自由主義の難点を克服するものであった。

共和主義は、「私的な企業者は、公共の利害へと絶えず義務づけられるべきである」（Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.143.）という考え方に立つものであり、シュタインマンは、「企業倫理に関するわれわれの理解においては、公共の利害は、和解の命令として表現

される。公共の利害の最高の表現は、すべての関係者の全般的な自由なコンセンサスと解される、和解である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.) という。要するに、シュタインマンの企業倫理論においては、私的な企業者は、すべての関係者の全般的な自由なコンセンサスを通じての和解へと絶えず義務づけられるべきである。

シュタインマンは、自由なコンセンサスを通じた和解の実現のためには、対話による基礎づけが重要であると考え、かれは、次のようにいう。「一定の規格化された『議論の義務』に倣う、『提案者』と『反論者』との間の実践的な分業的に組織された対話過程が重要である。この実践的な基礎づけのコンセプトの枠内においては、演繹的な基礎づけとは異なって、『上から』の公理の出発点の代わりに、『下から』の専断的ではない出発点をもって着手することが可能になる。すなわち、生活実践的にもたらされた全般的なそして自由なコンセンサスの、コンセプトをもって着手することが可能になる」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.153-154.) と。

シュタインマンは、自己の企業倫理論について、次のようにいう。「自由なコンセンサスとしての和解は、そのときそのときに与えられた歴史的状況のもとでのみ、常に妥当することができるという理解が考慮される。それは、論理的に決して完全なものではなく、むしろ状況を考慮してのみ、常に多かれ少なかれ十分に実現されうる一種の『統制的理念』を表す。よりによって、実践的事情を叱責するにあたり、われわれの提案を、『道徳性の低いユートピア』として信用を失わせるかもしれない人は、それゆえに、われわれの提案の性格を、まさにこの実践のための理想的な測定装置として誤認する。『(自由な……私注) コンセンサスを通じての和解』というわれわれの提案は、—あらゆる理想像と同様に—現行の実践を単に記述するのではなくて、それをこえて方向指示を支援するものとして示す、倫理的な理想像を具現する」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.) と。

ローレンツェンを中心とするエアランゲン学派の構成主義哲学に基づいて企業倫理論を唱えるシュタインマンは、「モラルコンフリクトの状況における実践的な生活の任務としての自由でそしてオープンな討議は、十分な根拠のあるアプローチの不可欠な部分であり、そしてそれは、討議的倫理(すなわち、フランクフルト学派の専門用語)あるいは、対話的倫理(すなわち、エアランゲンの専門用語)の中心である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.38.) という。シュタインマンによると、こうした哲学的な意味における企業倫理についての議論は、「学問的専門分野としての経営学の、社会的な和解への貢献」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.40.) として理解されることができる。シュタインマンは、「企業倫理の理にかなったコンセプトを展開するための哲学的な出発点」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.40.) を、総括して、次のようにいう。「企業倫理は、経営者の規範的な志向性への先験的な実質的内容アプローチとしてではなくて、第1に、手続的なコンセプトとして解されなければならない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.40.)、「企業倫理は、討議的あるいは対話的なコ

ンセプトとして解されなければならない。従って、それは、現場におけるあらゆる独話的なコンセプトと慎重に区別されなければならない。そのような独話的なコンセプトとは、例えば、1970年代初期に宣言された、経営者の企業の責任についての伝統的な理念<sup>31)</sup> (Steinmann, H. [1973]) である」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] p.40.) と。

## 注

- 1) シュタインマンの企業倫理論が、現代のドイツの企業倫理論のなかで、重要な位置をしめているということについては、岡本人志 [2001a]のほかにも、中村義寿 [1996]、田中照純 [1997]、鈴木辰治 [2000]の研究についても参照されたい。
- 2) 本稿において、われわれは、シュタインマンの諸著作における、ドイツ語の Frieden、friedlich (英語の peace、peaceful) に対して、「平和」、「平和的」ではなくて、「和解」、「和解的」という訳語をつけた。「平和」という訳語をつけると、シュタインマンの「下から」積み上げていこうという意図が、うまく表現できないように思えるため、「争っていたもの、反発しあっていたものが仲直りすること」(大辞泉 [1998] 2842ページ)、「相互の意思がやわらいで、とけあうこと。なかなかおり」(広辞苑 [1998] 2862ページ) という意味をもつ「和解」という訳語をつけた。
- 3) シュタインマンは、正義 (Gerechtigkeit) の概念について、および和解に対する、正義の概念の関係については、Lorenzen, P. [1989] S.44ff.を参照するように述べている。ローレンツェンは、次のように述べている。「法律は、市民の全般的な自由な同意 (Zustimmung) をみつけるとき、正義的 (gerecht) であると呼ばれる。実際、倫理的な—和解を志向する—政策にとっては、全般的な自由な同意の事実が重要である。すべての市民は、実際には、法律の強制のもとで生活する。—かれらは、同意していようがしてまいが」(Lorenzen, P. [1989] S.44.) と。ローレンツェンは、この定義の言葉の内容は、とても簡潔であるという。すなわち、「同意が『自由』であるべきである」(Lorenzen, P. [1989] S.44.) ということが、条件における原則問題を充実させるという。
- 4) ドイツ語の Versöhnung は、岩波哲学・思想事典 [1998]によると、次のように記されている。「宥和 (独) Versöhnung (和解) ともいう。宗教においては、一般に神の掟や秩序を人間が犯した罪に対し、贖罪によって神と人間との正常な関係を回復する営みを指す」(岩波哲学・思想事典 [1998] 1621ページ) と。しかしながら、われわれは、「宥和」という語には、「相手の態度を大目にみて仲よくすること」(大辞林 [1999] 2621ページ) という意味があり、シュタインマンが、Versöhnung を、「大目に見て」という意味合いでは用いていないことから、「宥和」という訳語をつけることを避けた。また、「和解」という語についても、われわれは、注2)のように、ドイツ語の Frieden に対する訳語としてこれを用いたので、これも避けた。われわれは、Versöhnung に対しては、「ものごとの間に釣り合いがとれていること。ものごととものごとが互いに和合していること」(大辞林 [1999] 1666ページ)、「うまくつり合い、全体がととのっていること。いくつかのものが矛盾なく互いにほどよいこと」(広辞苑 [1998] 1751ページ) という意味をもつ、「調和」という訳語をつけた。
- 5) 公共性については、岩波哲学・思想事典において、次のように記されている。「公共性は、おもに国家機関の権力行使を批判的に制御することを課題とする (批判的機能) とともに、公開の討議と反省を経た公論が法や政策の唯一正当な源泉であることを要求する (構成的機能)」(岩波哲学・思想事典 [1998] 486ページ) と。ただし同事典において記されている「公共性」のドイツ語訳は Öffentlichkeit であり、öffentliche Sache ではない。しかしながら、シュタインマンは、res publica と öffentliche Sache を同じ意味に捉えており、そして res publica の概念が、本稿の I 節で述べたような概念をもち、

- 「公共性 (Öffentlichkeit)」の概念とほぼ同じであることから、われわれは、öffentliche Sache についても、「公共性」という訳語をつけた。
- 6) Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1993]については、万仲脩一 [2000]の研究においても取り上げられている。
- 7) Steinmann, H. / Löhr, A. [1995]については、生駒道弘 [1997]の研究においても取り上げられている。
- 8) 生駒道弘は、「基準は必然的に個々の個人を越えた上の次元において構成されなければならない」(生駒道弘 [1997] 90ページ)と記しており、生駒は、メタレベルを、「個々の個人を超えた上の次元」と、換言している。
- 9) シュタインマンは、この見解について、とりわけブキャナンおよびホーマンの次の研究を参照することを指示している。Buchanan, J.M.[1977]、Homann, K.[1993]。
- 10) 費用便益分析すなわちコスト-ベネフィット分析は、プロジェクト (project) の社会的望ましさを評価する実際的方法である。市場経済社会では、任意のプロジェクトの私的な望ましさはそれがもたらす利潤によって表現されるのに対して、費用便益分析では、プロジェクトの実施主体以外のところで発生するプラスやマイナスの効果、すなわち社会的便益 (social benefits) や社会的費用 (social costs) についても考慮に入れて、望ましさが評価される (経済学辞典 [2000] 1128ページ)。
- 11) 本稿において、われわれは、シュタインマンの諸著作における、ドイツ語の Interesse (英語の interest) に対して、「利害」という訳語をつけ、また、ドイツ語の Gewinn (英語の profit) に対して、「利益」という訳語をつけた。従って、öffentliches Interesse (public interest) に対して、「公共の利害」という訳語をつけた。しかしながら、今後改めて、öffentliches Interesse (public interest) に対して、「公共の利益」という訳語をつけ、Gewinn (profit) に対して、「利潤」という訳語をつけることも検討したい。
- 12) シュタインマンは、「市場および法律という枠組み秩序は、— いずれにせよ自由裁量に任された — 企業者の行為の完全な事前指導ないしは方向づけを、公共の利害という意味においては、十分に保証することはできない」(Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.143.)と考えている。
- 13) シュタインマンは、著しく忘れられている「レス・プブリカ」の概念の正当に理解された蘇生が重要であるといい、そしてこのことは、ローレンツェンによって提案されているという。さらに、この共和主義的なコンセプトの概念的な蘇生は、ウルリッヒによってもまた支持されているという (Steinmann, H. / Löhr, A. [1995] S.144.)。ローレンツェンの見解については、「経済倫理および企業倫理の哲学的基礎づけ問題」(Lorenzen, P. [1991])という論文における、「共和主義的企業倫理」(Lorenzen, P. [1991] S.62.)という節を、ウルリッヒの見解については、ティレマン (Thielemann, U.) との共著『倫理と収益』(Ulrich, P. / Thielemann, U. [1992])における、「経営者の共和主義的意識？」(Ulrich, P. / Thielemann, U. [1992] S.161.)という項目を、参照されたい。
- 14) フリードマンは、「自由主義企業制度、私的所有権制度のもとにあっては、企業の経営者は、ビジネスの所有者の使用人にすぎない。経営者は自分の雇い主に対して直接的な責任を負う」(フリードマン, M. [1999] 309ページ)、「ビジネスには一つの、否、唯一の社会的責任がある。それは、ゲームのルールに違反しない限り、換言すれば、人を欺いたり嘘をついたりせず、オープンで自由な競争を行うというルールのもとで、資源を使い、利益を増加させることを計画した活動を行うことである」(フリードマン, M. [1999] 309ページ)と述べている。なお、上記の引用文 (フリードマン, M. [1999]) 中の、「ビジネス」の原語は、business であり、「企業の経営者」の原語は、corporate executive であるが、われわれは、本稿においては、business も corporation も、ともに、「企業」という訳語をつけた。

- 15) スミスは、国富論において、「われわれが食事を期待するのは、肉屋や酒屋やパン屋の慈善心からではなく、彼ら自身の利害関心からである。われわれが呼びかけるのは、彼らの人類愛にたいしてではなく、自愛心にたいしてであり、われわれが彼らに語るのは、われわれ自身の必要についてではなく、彼らの利益についてである」（スミス, A. [2000] (第1分冊) 39ページ) という。
- 16) 「社会の他の人々の効用指標 (utility index) を低下させることは許されないという条件のもとで、すべての人々の効用指標が極大化されているというのが、〈パレート最適〉 (Pareto optimum) の定義」 (経済学辞典 [2000] 396ページ) である。
- 17) シュタインマンは、Steinmann, H. / Löhr, A. [1996] の45ページから46ページの間に、external effects という単語を3度、externalities という単語を3度、用いている。そこで、われわれは、2つの単語には、いかなる意味の違いがあるのかを知るために、シュタインマンに、2つの単語の意味の違いについて、電子メールによって質問した。その結果、われわれは、シュタインマンから、電子メールによって、次のような回答を得た。「両者の単語は同じ意味をもつ。人は、『external effects』についてと同様に、『externalities』について語る。私は、あなたは経済学の理論 (厚生経済学) からこれらの同義語の意味を知っていると思う」、「これらの2つの単語を取り替えて用いることは、経済学の文献において、まったく普通であり、普及している」と。以上のことから、われわれは、external effects についても、externalities についても、「外部効果」という訳語をつけた。
- 18) 普遍妥当性の説明については、岩波哲学・思想事典 [1998] を参照されたい。「心理上の出来事として、あるものがこれこれと認識され、遵守され、鑑賞されるという事実に対し、その認識、遵守、美的評価に、万人に承認されてしかるべしとの要求が備われば、それは〈妥当〉する。その上、それが認識、実践、美意識の本質法則を体現すれば、〈普遍妥当〉すると言われる」 (岩波哲学・思想事典 [1998] 1391ページ)。
- 19) ローレンツェンの提案は、「経済倫理および企業倫理の哲学的基礎づけ問題」 (Lorenzen, P. [1991]) という論文における、「観念論および実在論の現世」 (Lorenzen, P. [1991] S.48.) という節の、「観念論の起源」 (Lorenzen, P. [1991] S.49.) という小項目において記されている。ローレンツェンは、「カントは、かれの政治哲学において、『共和主義』 (レス・プブリカ=公共性) という専門用語を用いている。これは、同時に、(ギリシアの教育を受けた) ローマ共和国を思い出させるので、わたしは、倫理的・政治的なことに対して、『共和国』および『共和主義者』という専門用語を蘇生させることを提案する」 (Lorenzen, P. [1991] S.50.) という。
- 20) ドイツでは、「1980年代以後、有権者と既成政党の間の一体感は揺らぎ、既成政党への抗議票・批判票が増大している。連邦議会には議席を獲得できないものの、共和党やドイツ民族連合などの新しい右翼政党が一定の票を獲得している」 (政治学事典 [2000] 785ページ)。
- 21) シュタインマンの「経営者の社会的責任」論批判については、前々稿 (高見直樹 [2002a]) を参照されたい。

#### 参考文献

- Bea, F.X. / Dichtl, E. / Schweitzer, M. (Hrsg.) [1982][1984][1985]: *Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, Band 1: Grundfragen*, Stuttgart / New York. ([1984], 2.Aufl.) ([1985], 3.Aufl.). これについては、([1997], 7.Aufl.) に依拠している、次の著書についても参照されたい。(ベア, F. X. / ディヒテル, E. / シュヴァイツァー, M. / 小林哲夫 / 森 昭夫 (編著) [1998], 『一般経営経済学・第1巻: 基本問題』森山書店)。
- Buchanan, J.M. [1977]: *Freedom in Constitutional Contract. Perspectives of a Political Economist*,



- London.
- Dobbing, J. (ed.) [1988]: *Infant Feeding. Anatomy of a Controversy 1973-1984*, London / Berlin / Heidelberg.
- Eichhorn, P. (Hrsg.) [1989]: *Unternehmensverfassung in der privaten und öffentlichen Wirtschaft*, Baden-Baden.
- Friedman, M. [1970]: The Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits, in: *New York Times Magazine*, September 13, 1970. (フリードマン, M. [1999]、梅津光弘、柴柳英二抄訳「ビジネスの社会的責任は利益を増大すること」、ペイン, L.S. (著) 梅津光弘、柴柳英二訳『ハーバードのケースで学ぶ 企業倫理: 組織の誠実さを求めて』慶応義塾大学出版会)。
- Hayek, F.A. von [1976]: *Individualism and Economic Order*. London.
- Homann, K. / Blome-Drees, F. [1992]: *Wirtschafts- und Unternehmensethik*, Göttingen.
- Homann, K. [1993]: Demokratie, in: Enderle, G. / Homann, K. / Honecker, M. / Kerber, W. / Steinmann, H. (Hrsg.): *Lexikon der Wirtschaftsethik*, Freiburg im Breisgau.
- Koch, H. [1989]: Unternehmerische Entscheidungen und ethische Normen, in: *Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 41.Jg., Heft 9.
- Löhr, A. [1996]: Die Marktwirtschaft braucht Unternehmensethik, in: Becker, J. / Bol, G. / Christ, T. / Wallacher, J. (Hrsg.): *Ethik in der Wirtschaft. Chancen verantwortlichen Handelns*, Stuttgart / Berlin / Köln.
- Lorenzen, P. [1989][1991]: Philosophische Fundierungsprobleme einer Wirtschafts- und Unternehmensethik, in: Steinmann, H. / Löhr, A. (Hrsg.): *Unternehmensethik*, Stuttgart. ([1991], 2.Aufl.).
- Neugebauer, U. [1998]: *Unternehmensethik in der Betriebswirtschaftslehre*, 2. Aufl., Sternenfels / Berlin.
- Polanyi, M. [1951]: *The Logic of Liberty*. Chicago.
- Scherer, A.G. / Löhr, A. [1999]: Verantwortungsvolle Unternehmensführung im Zeitalter der Globalisierung – Einige kritische Bemerkungen zu den Perspektiven einer liberalen Weltwirtschaft, in: Kumar, B.N. / Osterloh, M. / Schreyögg, G. (Hrsg.): *Unternehmensethik und die Transformation des Wettbewerbs. Shareholder – Value – Globalisierung – Hyperwettbewerb. Festschrift für Professor Dr.Dr.h.c. Horst Steinmann zum 65. Geburtstag*, Stuttgart.
- Sethi, S. Prakash [1994]: *Multinational Corporations and the Impact of Public Advocacy on Corporate Strategy. Nestle and the Infant Formula Controversy*, Boston / Dordrecht / London.
- Shackle, G.L.S. [1972]: *Epistemics and Economics: A Critique of Economic Doctrines*, Cambridge.
- Smith, A. [1776]: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London.  
これについては、([1789], 5th ed.) に依拠している、次の著書についても参照されたい。(スミス, A. [2000] (第1分冊・第2分冊)、[2001] (第3分冊・第4分冊)、水田 洋 (監訳) 杉山忠平 (訳)、『国富論』(全4冊) 岩波書店)。
- Steinmann, H. [1990]: Mißverständnisse über die Diskursethik, in: *Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 42.Jg., Heft 5.
- Steinmann, H. / Gerum, E. [1982][1984]: Die Unternehmensordnung als Grundnorm für

- Entscheidungen, in: Bea, F.X. / Dichtl, E. / Schweitzer, M. (Hrsg.) : *Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, Band 1 : Grundfragen*, Stuttgart / New York. ([1984], 2.Aufl.).
- Steinmann, H. / Gerum, E. [1985]: Unternehmensordnung, in : Bea, F.X. / Dichtl, E. / Schweitzer, M. (Hrsg.): *Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, Band 1 : Grundfragen*, 3.Aufl., Stuttgart / New York.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1987]: Unternehmensverfassung und Unternehmensethik, in: *Die Unternehmung*, 41.Jg., Nr.6.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1988]: Unternehmensethik – eine „realistische Idee“. Versuch einer Begriffsbestimmung anhand eines praktischen Falles, in: *Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 40.Jg., Heft4.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1989a]: Der Beitrag der Unternehmensethik zur interessenpluralistischen Legitimation der Unternehmensführung. – Zum Legitimationspotential von Ethikkommissionen –, in: Eichhorn, P. (Hrsg.): *Unternehmensverfassung in der privaten und öffentlichen Wirtschaft*, Baden-Baden.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1989b][1991a]: Der Beitrag von Ethik-Kommissionen zur Legitimation der Unternehmensführung, in: dieselben (Hrsg.): *Unternehmensethik*, Stuttgart. ([1991a], 2.Aufl.).
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1989c][1991b]: Einleitung: Grundfragen und Problebestände einer Unternehmensethik, in: dieselben (Hrsg.): *Unternehmensethik*, Stuttgart. ([1991b], 2.Aufl.).
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1989d]: Unternehmensethik, in : Strutz, H. (Hrsg.): *Handbuch Personalmarketing*, Wiesbaden.
- Steinmann, H. / Löhr, A. (Hrsg.) [1989][1991]: *Unternehmensethik*, Stuttgart. ([1991], 2.Aufl.).
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1991c][1994a]: *Grundlagen der Unternehmensethik*, Stuttgart. ([1994a], 2.Aufl.).
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1994b]: Unternehmensethik - Ein republikanisches Programm in der Kritik, in: Forum für Philosophie Bad Homburg. Blasche, S. / Köhler, W.R. / Rohs, P. (Hrsg.): *Markt und Moral. Die Diskussion um die Unternehmensethik*, Bern / Stuttgart / Wien.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1995]: Unternehmensethik als Ordnungselement in der Marktwirtschaft, in: *Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 47.Jg., Heft 2.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1996]: A Republican Concept of Corporate Ethics, in: Urban, S. (ed.): *Europe's Challenges. Economic Efficiency and Social Solidarity*, Wiesbaden.
- Steinmann, H. / Löhr, A. [1997]: Begründungsprobleme der Unternehmensethik, in: Geißler, H. (Hrsg.): *Unternehmensethik, Managementverantwortung und Weiterbildung*, Neuwied / Kriftel / Berlin.
- Steinmann, H. / Oppenrieder, B. [1985]: Brauchen wir eine Unternehmensethik?, in: *Die Betriebswirtschaft*, 45.Jg., Heft 2.
- Steinmann, H. / Schreyögg, G. [1990]: *Management. Grundlagen der Unternehmensführung. Konzepte, Funktionen, Praxisfälle*, Wiesbaden.
- Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1993]: Privates Unternehmertum und öffentliches Interesse, in : Wagner, G.R. (Hrsg.): *Betriebswirtschaft und Umweltschutz*, Stuttgart.

- Steinmann, H. / Zerfaß, A. [1996]: Republikanische Unternehmensethik und katholische Soziallehre, in: Brieskörn, N. / Müller, J. (Hrsg.): *Gerechtigkeit und soziale Ordnung. für Walter Kerber SJ*, Freiburg im Breisgau / Basel / Wien.
- Strutz, H. (Hrsg.) [1989]: *Handbuch Personalmarketing*, Wiesbaden.
- Ulrich, P. [1977]: *Die Großunternehmung als quasi-öffentliche Institution. Eine politische Theorie der Unternehmung*. Stuttgart.
- Ulrich, P. [1993]: *Transformation der ökonomischen Vernunft. Fortschrittsperspektiven der modernen Industriegesellschaft*, 3., revidierte Aufl., Bern / Stuttgart.
- Ulrich, P. / Thielemann, U. [1992]: *Ethik und Erfolg. Unternehmensethische Denkmuster von Führungskräften – eine empirische Studie*, Bern / Stuttgart.
- 生駒道弘 [1997]、「市場経済における企業倫理の基礎と実現過程—シュタインマン教授らの提案について—」、海道 進、吉田和夫、大橋昭一（編著）『現代ドイツ経営経済学』税務経理協会。
- 井堀利宏 [2000]、『入門ミクロ経済学』、初版第6刷、新世社。
- 岡本人志 [2001a]、「ドイツにおける企業倫理研究の動向について」、『経営研究』（大阪市立大学）、第51巻、第4号。
- 岡本人志 [2001b]、「企業と社会との対話 —バイエル株式会社のコミュニケーションセンターについて—」、『経営研究』（大阪市立大学）、第52巻、第1号。
- 小島三郎 [1982]、「構成（主義）的経営経済学とその批判」『三田商学研究』（慶応義塾大学）第25巻、第1号。
- 鈴木辰治 [2000]、「ドイツにおける企業倫理論—経済性と倫理性の統合—」、鈴木辰治、角野信夫（編著）『企業倫理の経営学』ミネルヴァ書房。
- 高見直樹 [2002a]、「シュタインマンの「経営者の社会的責任」論批判と企業倫理論」、『経営研究』（大阪市立大学）第52巻、第4号。
- 高見直樹 [2002b]、「企業倫理の理論とネスレ社の事例 — シュタインマン（およびレーア）の見解 — 」、『大阪市大論集』第103号。
- 田中照純 [1997]、「ドイツの企業倫理学」、海道 進、吉田和夫、大橋昭一（編著）『現代ドイツ経営経済学』税務経理協会。
- 中村義寿 [1996]、「経済・企業倫理と社会像」、『名古屋学院大学論集』（社会科学篇）第33巻、第2号。
- 万仲脩一 [2000]、「企業対話による公共の利益の擁護 — シュタインマンとツェルファスの所論を中心として — 」、『大阪産業大学経営論集』第2巻、第1号。

#### 参考辞典

- 『岩波哲学・思想事典』[1998]、廣松 渉・他（編）、岩波書店。
- 『経済学辞典』[2000]、第3版第6刷、大阪市立大学経済研究所（編）、岩波書店。
- 『広辞苑』[1998]、第5版、新村 出（編）、岩波書店。
- 『政治学事典』[2000]、猪口 孝・他（編）、弘文堂。
- 『大辞泉』[1998]、増補・新装版、松村 明（監修）、小学館『大辞泉』編集部（編）、小学館。
- 『大辞林』[1999]、第2版 新装版、松村 明、三省堂編修所（編）、三省堂。